

第 3 章 計画の推進

第3章 計画の推進

本計画を総合的かつ効果的に進めるために、第2章に表した施策を講じるとともに、必要な推進体制を整備し、施策、事業の推進に努めます。

1 庁内における推進体制の整備

庁内の横断的組織である「男女共同参画推進本部」を中心に、関係箇所にも男女共同参画推進担当職員を置き、計画の推進状況を常に把握し、定期的に点検、評価するとともに、庁内の連携強化を図り、総合的かつ効果的な取組を推進します。

2 男女共同参画協議会の設置、運営

幅広い意見を反映した施策を実施するため、学識経験者や市民等からなる「男女共同参画協議会」を開催し、計画の推進状況について、意見、提言、評価等を受けます。

3 国、県、関係機関及び市民との連携、協力

国、県、他市町及び関係機関と連携し、広域的な視点に立った計画の推進に努めるとともに、男女共同参画の推進活動を実践する民間団体、市民を支援していきます。

4 相談体制の充実

多様化する相談に対応できるよう相談窓口の充実強化を図るとともに、関係機関、関係部局との連携を図り、適切な対応ができる環境を整備します。

資料 1 男女共同参画に関する動き

西 暦	年 号	世界（国連）	日本	山口県 ●柳井市
1975	S50	国際婦人年世界会議 （メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議設置	山口県女性問題対策審議会建議
1976	S51	「国連婦人の十年」 （～1985年） ILOに婦人労働問題担当室 を設置	民法の一部を改正する法律施行	
1977	S52		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館	婦人労働問題研究会開催
1979	S54	国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択		
1980	S55	国連婦人の十年 中間年世界会議 （コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期 行動プログラム」採択		山口県婦人行動対策会議発足
1981	S56	女子差別撤廃条約発効	「国内行動計画後期重点目標」策定	山口県女性問題対策審議会答申
1982	S57			婦人対策室新設 山口県婦人団体連絡協議会発足
1983	S58			婦人青少年課新設
1985	S60	国連婦人の十年 世界会議（ナイロビ） 「西暦2000年に向けての 婦人の地位向上のための 将来戦略」採択	国籍法改正 女子差別撤廃条約批准	
1986	S61		婦人問題企画推進有識者会議開催 男女雇用機会均等法施行	
1987	S62		「新国内行動計画」策定	山口県婦人教育文化会館竣工
1988	S63			「第二次山口県婦人行動計画」策定
1990	H2			●柳井市女性問題懇話会設置
1991	H3		「新国内行動計画（第一次改定）」策定	
1992	H4		育児休業法施行	
1993	H5		パートタイム労働法施行	「第二次山口県婦人行動計画」 一部改定 （やまぐち女性プラン） やまぐち女性財団設立
1994	H6	国際婦人の十年ESCAP 準備地域会議 （ジャカルタ） 「ジャカルタ宣言」採択	「内閣総理大臣官房男女共同参画室」 発足 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進本部」設置	「女性青少年課」に改称
1995	H7	第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言」「行動綱領」 採択	育児休業法改正、育児・介護休業法 公布	「山口県女性問題対策審議会」組織 改正 「やまぐち女性プラン推進本部」設置 ●柳井市女性行政推進担当を社会 教育課へ配置

西 暦	年 号	世界（国連）	日 本	山 口 県 ● 柳 井 市
1996	H 8		男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997	H 9		男女共同参画審議会設置法策定 育児・介護休業法改正 介護保険法公布	●柳井市女性問題懇話会提言 ●柳井市女性行政推進担当を企画課へ移管
1998	H 10		男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申	「やまぐち男女共同参画プラン」策定 ●「やない男女共同参画プラン」策定
1999	H 11		改正男女雇用機会均等法施行 男女共同参画社会基本法公布、施行	
2000	H 12	国連特別総会 「女性2000年会議」 （ニューヨーク）	ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）施行 「男女共同参画基本計画」策定	山口県男女共同参画推進条例制定
2001	H 13		「男女共同参画会議」設置 「男女共同参画局」設置 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布、施行	「女性青少年課」を 「男女共同参画課」に改組
2002	H 14		改正育児・介護休業法施行	「山口県男女共同参画基本計画」策定 「山口県男女共同参画相談センター」に「配偶者暴力相談センター」としての機能を付与
2003	H 15		次世代育成支援対策推進法公布・施行	
2004	H 16		改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布、施行	
2005	H 17	第49回 国連婦人の地位委員会 「北京＋10」開催	「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 改正育児・介護休業法施行	●2月21日 柳井市・大島町の1市1町が合併
2006	H 18			「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ●第1回柳井市男女共同参画協議会開催 ●柳井市男女共同参画推進本部研究会開催

西 暦	年 号	世界（国連）	日 本	山口県 ●柳井市
2007	H19		改正男女雇用機会均等法施行 改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	●第2回柳井市男女共同参画協議会開催 「山口県男女共同参画基本計画」改定
2008	H20		改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行	●1月28日～2月26日 パブリックコメント実施 ●第3回柳井市男女共同参画協議会開催 ●「柳井市男女共同参画基本計画」策定
2009	H21		改正次世代育成支援対策推進法施行 育児・介護休業法改正	山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（改定版）策定
2010	H22	国連「北京+15」記念会合開催	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定（改正）育児・介護休業法施行 「第3次男女共同参画基本計画」策定	
2011	H23	UN Women正式発足		「山口県男女共同参画基本計画（第2次改定版）」改定 ●第1回柳井市男女共同参画協議会開催 ●「柳井市男女共同参画に関する意識調査」実施 ●第2回柳井市男女共同参画協議会開催
2012	H24	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択		●第3回柳井市男女共同参画協議会開催 ●第4回柳井市男女共同参画協議会開催 ●11月1日～11月30日 パブリックコメント実施 ●第5回柳井市男女共同参画協議会開催
2013	H25			●「第2次柳井市男女共同参画基本計画」策定

資料 2

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努

めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日(職員の身分引継ぎ)

第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府

省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

資料 3

山口県男女共同参画推進条例

平成12年7月11日山口県条例第34号

最終改正：平成17年7月12日条例第52号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 男女共同参画に関する基本的施策（第7条―第19条）

第3章 山口県男女共同参画審議会（第20条）

附則

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方を選択することができる社会を実現することは、私たち山口県民の願いであり、これまで、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組が進められてきた。

しかしながら、いまだに、性別による固定的な役割分担意識をはじめ、男女の自由な活動の選択を妨げる要因が根強く残っている。

このような状況の中で、今後、少子・高齢化の進展等、社会の急速な変化に的確に対応しつつ、男女平等を基礎とし、男女が社会のあらゆる分野において共に参画し、共に責任を分かち合うことのできる県づくりを進めていくことは、重要な課題である。

ここに、私たちは、男女が、互いにその生き方を尊重し、共に喜びを分かち合うことのできる、豊かで活力に満ちた山口県を目指すことを決意し、男女共同参画の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる機会を確保することが極めて重要であることにかんがみ、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が県その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、国際社会の動向を勘案して、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、県が実施する男女共同参画に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第6条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

2 県民は、男女共同参画を阻害するようなセクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせるような性的な言動をいう。）及び男女間の暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。）を根絶するように努めなければならない。

第2章 男女共同参画に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町男女共同参画計画の策定に関する助言等)

第8条 知事は、市町に対し、当該市町の区域における男女共同参画に関する施策についての基本的な計画の策定に関し、技術的な助言、情報の提供等を行い、又は当該技術的な助言、情報の提供等を行うため必要な資料の提出を求めることができる。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(調査研究)

第10条 県は、男女共同参画に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

第11条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるように適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第12条 事業者及び県民の間に広く男女共同参画に対する関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年10月とする。

3 県は、男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(男女共同参画に関する教育及び学習の振興)

第13条 県は、県民があらゆる機会を通じて男女共同参画に対する関心と理解を深めることができるようにするため、学校教育及び社会教育における男女共同参画に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(民間活動に対する支援)

第14条 県は、事業者又は県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、国、市町、事業者及び県民と連携しつつ、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、県議会に、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

(事業者の報告)

第17条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(苦情の申出の処理)

第18条 知事は、県が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事業者又は県民からの苦情の申出の適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出のうち特に必要があると認められるものについては、審議会の意見を聴くものとする。

(相談の申出の処理)

第19条 知事は、関係行政機関と協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する事業者又は県民からの相談の申出の適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出を処理する職員（以下「男女共同参画相談員」という。）を置くものとする。

3 男女共同参画相談員は、次に掲げる事務を行う。

一 事業者又は県民の相談に応ずること。

二 申出の処理のために必要な調査、指導及び助言をすること。

三 前2号に掲げるもののほか、関係行政機関への通知その他申出の処理のために必要な措置を講ずること。

4 知事は、第1項の申出のうち必要があると認めるものについては、審議会の意見を聴くことができる。

第3章 山口県男女共同参画審議会

第20条 男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議並びに男女共同参画に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。

2 審議会は委員20人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例（昭和28年山口県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部山口県女性問題対策審議会の項を削る。

附 則（平成17年条例第52号）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

資料 4

柳井市男女共同参画協議会設置要綱

（目的及び設置）

第 1 条 本市における男女共同参画に関する施策の推進に資するため、柳井市男女共同参画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次の事項について協議する。

（1）男女共同参画推進のための基本的な計画の策定又は変更及び推進に関すること。

（2）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 8 人以内で組織し、委員は、市長が委嘱する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（会議の公開）

第 7 条 会議は、原則として公開とする。

（庶務）

第 8 条 協議会の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年 3 月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

資料 5

柳井市男女共同参画推進本部設置要綱

（目的及び設置）

第 1 条 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画に関する諸施策を総合的かつ効果的に推進するため、柳井市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

（1）男女共同参画の推進に関する施策の総合的、効果的な推進に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策の推進について、必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

（本部長及び副本部長の職務）

第 4 条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長のうちあらかじめ本部長の指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

（幹事会）

第 6 条 第 2 条の所掌事務の具体的事項を協議、調整するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、総合政策部長をもって充て、副幹事長は、政策企画課長をもって充てる。

4 幹事は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

5 第 4 条第 2 項及び前条の規定は、副幹事長の職務及び幹事会の会議に準用する。

（研究会）

第 7 条 第 2 条の所掌事務の具体的事項について調査研究するため、幹事会に研究会を置く。

2 研究会の構成員は、幹事が所属職員の中から指名する者をもって充てる。

（庶務）

第 8 条 推進本部の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職
議会事務局長、総合政策部長、総務部長、建設部長、経済部長、市民福祉部長、水道部長、 会計管理者、教育次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長

別表第2（第6条関係）

職
柳井ニューディール推進室長、総務課長、土木建築課長、都市計画課長、農林水産課長、 商工観光課長、市民生活課長、健康増進課長、社会福祉課長、学校教育課長、生涯学習・ スポーツ推進課長

資料 6

用語解説

ア行

◆育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。通称「育児・介護休業法」。平成4年に「育児休業法」が施行され、平成7年に「育児・介護休業法」に改正されました。育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするため、また、わが国の経済及び社会の発展に資することを目的としています。育児休業は、満1歳未満の子どもの養育をする男女の労働者が雇用関係を継続したまま一定期間休業することができるものです。少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、平成21年6月に改正され、一部を除き、平成22年6月30日から施行されました。一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する中小企業については平成24年7月1日から施行されました。子育て期間中の働き方を見直すため、3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度（1日6時間）を設けることを事業主の義務とし、父親も子育てができる働き方を実現するため、配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができる制度の廃止等が盛り込まれました。また、仕事と介護の両立支援のため、介護のための短期の休暇制度が創設されました（要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日）。

◆エンパワーメント

政治、経済、社会、文化等のあらゆる分野において、責任を持った社会の構成員として、個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を身につけ、行動していくこと。本計画では女性の個々の力により地域の問題解決を図っていかうとする意味で使用しています。

カ行

◆家族経営協定

家庭内における農漁業経営の就業条件や役割分担等の労働条件、生活に関しての取決めを協定として明確化し、農漁業経営の近代化を図ることを目的とするものです。生産や経営に対して家族一人ひとりの役割と責任が明確となることにより、その能力が正当に評価され、また、後継者の育成につながることが期待されます。

◆家庭の日

家庭が果たす役割の重要性を認識し、家族のさずなを深める取組をするため、毎月第3日曜日を標準として、山口県民自らが定める日。山口県の「子育て文化創造条例」では、事業者や民間団体も同様に「家庭の日」を定め、県民の取組の支援に努めるよう規定されており、本市においても取組の啓発に努めています。

◆固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」等に表せるように、慣習、慣行により男性、女性の役割を決めている固定的な考え方です。このような固定観念は一人ひとりが持つ個性や能力、性格、適正等の違いとは無関係に性別でパターン化してしまい、柔軟な発想や自己実現意欲を損なうだけでなく、生き方を狭め、女性の経済的自立や男性の身近生活の自立を妨げる要因にもなっています。

サ行

◆障害者職場適応援助者（ジョブコーチ）

指定障害福祉サービスに該当する就労移行支援事業所に設置。障がいのある人が一般企業で働くことの実現を目指す就労支援の方法で、一般就労が見込まれる障がい者及び当該障がい者の家族、障がい者雇用を行う事業者に対して、職場適応に関するきめ細かな支援を行うことを目的としています。

◆セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）

相手方の意に反した、性的な性質の言動により、相手方に不利益を与えること、または相手方の生活環境を害することをいいます。セクシュアル・ハラスメントに当たるかどうかの判断は、あくまでその言動を受けた本人が不快に思うか否かによります。

地位や権力を利用した性的な行為も該当し、職場だけでなく学校においても同様です。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示等、様々なものが含まれます。

◆積極的改善処置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して、当該機会を積極的に提供すること。（男女共同参画社会基本法第2条第2号参照）

タ行

◆男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。昭和47年に制定された「勤労婦人福祉法」を基に、昭和60年に制定されました。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的として制定されています。

◆地域包括支援センター

市役所健康増進課に設置。高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように保健、介護、福祉の3分野の専門家が連携を図り、市の地域の医療機関、介護（介護予防）サービス事業者や民生委員等と協力しながら、高齢者を地域ぐるみで支えることを目的としています。

◆DV防止法（配偶者暴力防止法）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。平成13年に公布、施行されました。被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれています。平成16年の改正で盛り込まれた保護命令の拡充は、平成19年の改正でさらに拡充され、市町村における基本計画の策定、支援センター業務の実施が努力義務とされました。

ナ行

◆二次予防事業対象者

介護保険の地域支援事業の一部として行われる介護予防事業には、一般の高齢者向けのサービス（一次予防事業）と要介護状態、要支援状態にはないが、そのおそれがあると考えられる65歳以上の人を対象として実施するサービス（二次予防事業）があります。二次予防事業は、対象者が要介護状態等になることを予防することを通じて、活動的で生きがいのある人生を送ることができるよう支援する事業です。

ハ行

◆パートタイム労働法

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。平成5年に制定されました。改正パートタイム労働者の就業の実態を考慮して雇用管理の改善に関する措置を講ずることにより、通常の労働者との均等、均衡待遇の確保を推進することを目的としています。少子化・高齢化、労働力減少社会で、パートタイム労働者がその能力をより一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、平成20年に改正法が施行されました。

◆平成23年柳井市男女共同参画に関する意識調査

男女共同参画に関する市民意識を総合的に把握し、第2次柳井市男女共同参画基本計画策定及び今後の市政運営を行う上での基礎資料とするために行った調査です。調査方法は郵送法で、平成23年8月1日現在に柳井市内居住の満20歳以上の男女を住民基本台帳から無作為抽出し、男女各825人、計1,650人を対象に行いました（各年齢区分ごとに男女各75人、計150人ずつ割当）。回収率は、男性29.0%、女性42.2%、計37.3%でした。

マ行

◆ママ・パパ教室

市保健センターで開催。対象は妊婦さんとその家族で妊娠、出産、産後についての知識を学ぶほか、父親の育児参加をすすめるために赤ちゃん人形を使っの沐浴練習や妊婦体験などの実習も取り入れています。また、子どもとの関わり方や病気の対応について学ぶための小児科医による講話や参加者同士の交流会も行っています。

ヤ行

◆柳井圏域障害者虐待防止センター

柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町の1市4町で設置。障がい者虐待を早期に発見し、障がい者の安全の確保と養護者への支援を行っています。

◆柳井市要保護児童等対策地域協議会

市役所社会福祉課に設置。要保護児童の早期発見や適切な保護又は要支援児童や特定妊婦への適切な支援を図るため、児童虐待に関する関係機関との連携及び協力の推進に関する協議や、広報啓発活動の推進に関する協議を行っています。

◆UJIターン

一般に、Uターンとは都市等で生活している人が、郷里に戻って定住するという意味で使われます。また、Iターンとは郷里以外の地方へ移住すること、Jターンとは郷里までは戻らず途中あるいは同じ県内の都市等へ移住することを言います。

ラ行

◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖の健康）とは、平成6年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）とは、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

ワ行

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働く者一人ひとりが、その意欲と能力を活かして充実した生活を送れるよう、仕事と生活を調和させるという考え方。

資料 7

第2次柳井市男女共同参画基本計画策定の経緯

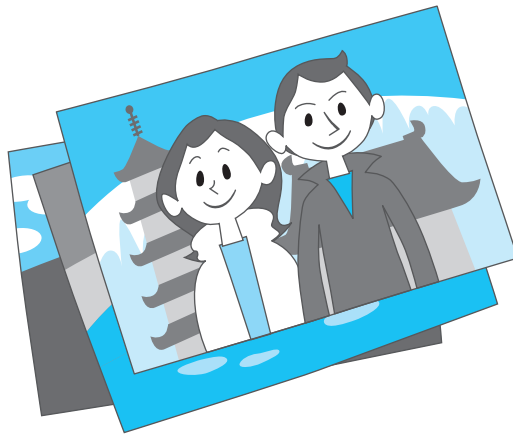
年 月 日	内 容
平成23年6月29日	第1回柳井市男女共同参画協議会開催
平成23年7月8日	柳井市男女共同参画推進本部会議開催
平成23年 8 月	男女共同参画に関する市民意識調査実施
平成24年1月26日	第2回柳井市男女共同参画協議会開催
平成24年6月	柳井市男女共同参画推進本部研究会による計画案の検討
平成24年6月	柳井市男女共同参画推進本部幹事会による骨子案の検討
平成24年7月3日	第3回柳井市男女共同参画協議会開催
平成24年7月6日	柳井市男女共同参画推進本部会議開催
平成24年9月20日	柳井市男女共同参画推進本部研究会開催
平成24年9月	柳井市男女共同参画推進本部幹事会による計画案の検討
平成24年10月26日	第4回柳井市男女共同参画協議会開催
平成24年 11月1日～11月30日	パブリック・コメントの実施
平成24年12月7日	第5回柳井市男女共同参画協議会開催
平成24年12月20日	柳井市男女共同参画推進本部会議開催（計画決定）

資料 8

柳井市男女共同参画協議会委員

氏 名	備 考
岩 谷 邦 子	N P O 法人やまぐち男女共同参画会議副理事長
片 寄 石 見	柳井商工会議所女性会
亀 石 敏 彰	柳井市人権擁護委員
木 阪 泰 之	有限会社木阪賞文堂代表取締役
児 玉 好 美	ルンビニ第二保育園園長
末 永 貴 予	柳井市小中学校 P T A 連合会母親委員
田 村 明 子	柳井市母子保健推進協議会副会長
弘 田 裕 子	太陽通信株式会社代表取締役

(敬称略、五十音順)



柳井市総合政策部政策企画課

〒742-8714 柳井市南町一丁目10番2号
TEL:0820(22)2111/FAX:0820(23)4595
メールアドレス: yanaishi@city.yanai.lg.jp

